

◎新潟県告示第504号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（ほ場整備 農地環境整備事業 千本坂地区〔高倉換地区〕確定測量）
- 2 作業期間 令和3年6月11日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市高倉ほか 地内